

長崎市監査公表第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年4月27日

長崎市監査委員 柴原慎一
同 三谷利博
同 奥村修計
同 林 広文

1 監査の種類

定期監査及び行政監査(令和2年3月27日付 長崎市監査公表第5号)

2 監査の期間

令和元年9月4日から令和2年2月26日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	土木部	土木総務課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>土木部 土木総務課</p>	<p>1 収入事務について (1) 平和公園長崎市営ラグビー・サッカー場等の附属設備使用料の収納について</p> <p>平和公園の長崎市営ラグビー・サッカー場、陸上競技場及び庭球場の附属設備であるコイン式のロッカー、シャワーの使用料を年に2回しか回収・収納していない。また、平成29年度末に回収・収納していないため、前年度の附属設備使用料が平成30年度に回収・収納した使用料に含まれている。</p> <p>附属設備使用料については、長崎市会計規則の規定に則り適正に回収・収納するとともに、歳入の所属年度区分についても地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定に則り適正に行われたい。</p>	<p>令和2年1月24日から毎週一回の回収・収納を行い、令和2年度から別途委託契約している「長崎市営庭球場照明使用料収納事務委託」に本業務を追加し、適正に回収・収納を行っている。</p>